

Weekly Report

第481日号

平成30年11月19日

鈴木恒夫税理士事務所

株式会社鈴木経営センター

TEL 029-275-4333

FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp

<http://www.szk-accounting.jp/>

「雑損控除」と「災害減免法」

給与所得者は原則、年末調整を行うため確定申告は不要ですが、年末調整では対応していない医療費控除や寄附金控除、雑損控除、住宅ローン控除（初回適用のみ）などの適用を受ける場合は確定申告をします。申告の際に必要な領収書や証明書などを準備しておきましょう。

◆災害により住宅や家財に損害を受けた場合は

今年も台風や豪雨、地震などの自然災害により、各地で甚大な被害が発生しました。災害によって住宅や家財などに損害を受けた方は、「雑損控除（所得控除）」又は「災害減免法（所得税額の軽減免除）」のどちらか有利な方法を選択することができます。

なお、被災者が地方公共団体から義援金の配分を受けた場合でも損失額の計算上、その金額を補填された金額として控除する必要はありません。

◎雑損控除……生活に通常必要と認められるもの住宅や家具、車両（専ら通勤に使用している場合など）などの資産が損害を受けた場合に、「損失額（保険金などの補填される金額を控除）

－所得金額の10%」又は「損失額のうち災害関連支出額（取り壊しや除去費用など）－5万円」のいずれか多い方を所得金額から控除できます。その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間繰り起こして控除できます。

◎災害減免法……災害があった年分の所得金額が

1千万円以下の方で、住宅や家財の損失額が時価の1/2以上の場合に適用できます。所得金額により軽減額が異なり、500万円以下は所得税額を全額免除、500万円超750万円以下は税額の1/2、750万円超1千万円以下は税額の1/4を軽減できます。

ネット等を介した国外事業者の役務提供

国外事業者がインターネット等を介して提供するサービス（電気通信利用役務の提供）を国内の事業者・消費者に対して行った場合は、国内取引に該当し消費税の課税対象になります。

国内事業者が国外事業者から広告配信などの事業者向けサービスの提供を受けた場合、国外事業者ではなく国内事業者に消費税の納税義務を課すリバースチャージ方式が導入されています。

ただし、課税売上割合が95%以上の事業者や、簡易課税制度の適用事業者については、当分の間、その課税仕入れはなかったものとされ、リバースチャージ方式により申告をする必要はありません。

なお、仕入税額控除の対象にもなりません。

人手不足に対応するため行っている対策は

商工中金が公表した「中小企業の人手不足に対する意識調査」によると、雇用の過不足感について「大幅に不足」あるいは「やや不足」と回答した企業の割合は65.1%となっています。

また、人手不足対策としては、「従業員の能力向上」（46.0%）が最多で、次いで「職場環境の改善」、「雇用条件の改善」、「高齢者の採用拡大」、「外注の拡大」と続きます。なお、製造業では「機械設備導入による省力・省人化」や「外国人の採用拡大」の割合も高くなっています。